2.2　各府省の評価結果

本項では、2004年度に外務省以外の各府省が実施したODA政策およびその評価概要を説明します。外務省以外の各府省が実施するODA政策は、主に研修員等受入、専門家派遣、調査研究、国際機関等への拠出に大別されますが、各府省が所管する全ODA政策について、今年度より一覧表として掲載することとしました（巻末参考資料参照）。本項では、そのうち、主な評価結果の概要を掲載していますが、評価事例の選定については各府省の判断に委ねました。原則として、評価法に基づいて各府省が実施した政策評価の結果を掲載していますが、評価法以外の評価についても、各府省の判断に基づき参考として掲載しています。各府省が実施したODAに関する評価のレベルとしては、政策、施策（プログラム）、事業（プロジェクト）に分類されます。また、評価時期としては事前、事後に分類されます[1]。

2.2.1　金融庁

新興市場国の金融当局への技術支援（事後評価）
評価者：金融庁

1．政策の概要・目的

開発途上国において、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は持続的な経済発展のために必要不可欠な基盤である。また、金融のグローバリゼーションが進展する中で、開発途上国の金融システムの安定はわが国を含む国際金融システムの安定化に不可欠である。こうした開発途上国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することの重要性等を踏まえ、わが国としてアジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援（新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修等）に積極的に取り組んでいる。

2．評価概要

2004年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっている。これらについては2004年度から、研修が終了して1ヶ月程度を目処に研修生本人及び所属先に対する事後アンケート調査を試行的に導入した。同調査の結果、それぞれ回答者の7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ている。このように、2004年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上に寄与したものと考えられる。

◆備　考

上記は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく2004年度実績評価（2004年7月～2005

[1]ODA評価における事前評価とは、ODAの政策策定段階で行われる評価、事後評価とは、ODAが終了してから一定期間後に行われる評価である。ただし、本項では政策評価を主に取り上げていることから、評価法上の定義に従い、政策決定時点を基準として事前・事後に分類することとする。

年6月）より抽出。
　より詳細な情報は、金融庁HP（http://www.fsa.go.jp）参照

2.2.2　総務省

二国間・多国間等の枠組みによる情報通信分野の国際的な課題を解決するための協調及び貢献（事後評価）
評価者：総務省

１．施策の概要・目的

　情報通信に関する各国間や国際機関等での政策協調を推進することにより、わが国の情報通信行政の国際理解を図るとともに、国際的なデジタル・ディバイドを解消し、グローバルな情報通信ネットワーク社会を実現するため、以下のような施策を実施。

①　二国間の継続的な政策対話、国際機関等の枠組みにおける国際調整
②　IT政策・制度支援ネットワークの構築
③　国際的デジタル・ディバイド解消のための国際共同実験の実施
④　国際電気通信連合（ITU）活動への支援のための国際調整
⑤　アジア・ブロードバンド計画の着実な推進

２．評価概要

　わが国が、情報通信分野における国際的な課題の解決に貢献し、グローバルな情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するために実施してきたものであり、二国間定期協議・政策対話等の実施状況および国際機関等の枠組みにおける国際調整に係る会議への参加状況および国際プロジェクトの実施状況等から、一定の成果があったと認められる。
　課題の一つである国際的デジタル・ディバイドの解消については、開発途上国、特にアジア諸国の情報通信の発展について十分な進展が見られない国もあり、わが国の積極的な貢献が必要であることから、二国間あるいは国際機関等多国間の枠組み等において継続的な対話を実施するとともに、引き続き政策･制度の策定支援、技術協力、人材育成、共同実験などの効果的な施策を実施する必要がある。
　また、アジア・ブロードバンド計画の推進等に関し、ベトナム、カンボジア、フィリピン、中国、インド等との間で大臣会談を踏まえた協力取り決めに合意、さらに、事務レベルでの具体的協力内容についての政策対話を実施したところであり、引き続き具体的な取組を推進することが重要である。

◆備　考：
　非ODAを含む
　より詳細な情報は、総務省HP（http://www.soumu.go.jp）参照

2.2.3　法務省

国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進（事後評価）
評価者：法務総合研究所

1．施策の概要・目的

〈施　　策〉　国際連合に協力して行う研修,研究及び調査の推進
〈基本目標〉　開発途上国における刑事司法運営が効果的になされるようになる。
〈達成目標〉　犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施

2．評価概要

アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修・セミナー等による技術協力を実施し、これら諸国の刑事司法に携わる者の知識や経験等の涵養に貢献することができた、との評価結果を踏まえ、今後も引き続き国際研修等を実施し、更なる充実を図るため、本政策を所管する法務総合研究所及び予算等担当部署において、所要の対策を検討する。

◆備　考

より詳細な情報は、法務省HP（http://www.moj.go.jp）参照。

2.2.4　財務省

（1）　効果的な援助への取組（事後評価）
評価者：財務省

1．政策の概要・目的

わが国の厳しい財政状況の下、限られた資金を有効に活用して、効果的な途上国支援を行っていくため、ODAのより一層援助の重点化・効率化を進め、優先順位を明確にするとともに、援助の成果について十分な評価を行う。

2．評価概要

「資金協力連絡会議」等、ODA関係省庁会議への参加を通じ、ODA政策の企画立案の組織・プロセスを強化し、被援助国政府との政策対話の強化、国別援助計画の充実等成果を得た。また、援助の実効性を向上させるべく国際開発金融機関（MDBs）との政策対話にも取り組んだ他、OECD開発援

助委員会（DAC）の場で援助効果向上のための取組について、議論に積極的に参加した。特にDACにおいては平成16年度に開催された閣僚級会合に参加し、援助効果向上に関するコミットメントである「パリ宣言」の調印につながった。

（２）　途上国のインフラ整備、民間セクター支援（事後評価）
評価者：財務省

１．政策の概要・目的

途上国の持続的成長・貧困削減を進める上で、社会セクターに直接貢献する支援だけでなく、インフラ整備支援や民間セクター育成支援に取り組むことが重要であるという考えから、これらの支援に積極的に取り組む。

２．評価概要

平成16年度においては、社会的サービス（上下水道、教育、保健医療等）分野円借款全体の23.5%の供与を行った他、43.9%を運輸分野に、電力・ガス分野に15.6%の供与を行っており、途上国の持続的成長・貧困削減に大きく貢献している。

さらに、アフリカが持続的な貧困削減を実現するため、民間セクター開発・投資環境整備が必要との観点から、最大12億ドルに及ぶアフリカ民間セクター開発のためのイニシアティブ（EPSA for Africa）について、アフリカ開発銀行と事務的詰めを行い、合意のための道筋をつけることが出来た。

（３）　債務問題への取組（事後評価）
評価者：財務省

１．政策の概要・目的

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続困難な状況に直面した途上国に対し、貧困削減や持続的成長を支援するという観点も考慮しつつ、IMFによる経済構造改革プログラムを着実に実施することを前提として、パリ・クラブ（主要債権国会合）で合意された債務繰延べ（リスケジュール）及び債務削減措置を講じる。

途上国の中でも、特に重債務を負っているHIPCsに対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と、貧困削減への取組を支援している。

２．評価概要

わが国はパリ・クラブの一員として、パリ・クラブ合意に基づいた債務救済措置を講じた（平成16年度には12件のパリ・クラブ合意が成立）。

わが国は、HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点（Completion Point:CP）

に到達したHIPCsの債務を全額放棄しており、平成16年度においては、新たに５か国がCPに到達した。わが国は、これまでHIPCイニシアティブ適用27か国に対して、公的二国間債権者の累積債権放棄額・放棄確定額（約172億ドル）全体の中で最大の貢献（約22億ドル：G7の約４分の１）をしている。

これらの措置により、わが国は債務国の経済的負担を大幅に軽減し、開発途上国の債務問題の解決につながった。

（４） ガバナンス支援（事後評価）
評価者：財務省

１．政策の概要・目的
開発において民間投資は非常に重要な要素であり、途上国が民間投資を呼び込むためにも、途上国が、立法の整備や、健全な司法制度・有能な行政機構等の確立に取り組み、「良い統治（グッド・ガバナンス）」の実現は不可欠。

２．評価概要
わが国はベトナムに対し、第３次貧困削減支援貸付（平成16年12月2,000百万円）を供与した際、同国の公共財政管理分野・投資環境分野の改善に資する改革事項をプログラムに盛り込むよう働きかけ、その結果、ベトナム政府はこれら改革事項を実施した。また、MDBsに対する拠出金を活用し、例えば、開発政策・人材育成基金（世界銀行）では、次のような支援を行った。

・カンボジアにおける財務省の財務行政改革支援（平成16年12月、492千ドル）
・エクアドルにおける司法サービス改善支援（平成16年12月、775千ドル）

これらの支援により、開発途上国の行財政改革や立法整備にわが国の知見を活かし、諸制度の改善につながった。

（５） 環境問題への取組（事後評価）
評価者：財務省

１．政策の概要・目的
近年、オゾン層の破壊や地球温暖化といった、被害や影響が国境を越えて地球的規模に至る、いわゆる地球環境問題や健康を害する水質・地質の汚染といった、より身近な環境問題への関心が国際的に高まっていることを踏まえ、環境問題を重視して開発支援に取り組んでいく。

２．評価概要
①　地球環境ファシリティ（GEF）を通じた取組

地球環境への関心が高まる中、資金面、活動範囲の両方でGEFを通じた開発途上国における持

続可能な開発が進展し、地球環境の保全・改善への取組が進んでいる。平成16年度はGEF評議会（平成16年５月、11月開催）等において、プロジェクトの承認・評価、GEF資金のより効率的な活用、GEFの事務運営のための議論に積極的に参加し、GEF活動の意思決定に大きく貢献した。

②　温暖化ガス排出削減事業への取組

財務省はJBICに対し、持続的発展の前提である途上国の環境問題への支援に一層取り組むよう求めている。その一環としてJBICは、日本温暖化ガス削減基金を設立し（平成16年12月）、途上国での温暖化ガス排出削減事業を支援するとともに、各国政府・機関と業務協力協定を締結して、温暖化ガス排出削減事業に係る情報交換等を行っており、目標の達成に向けて前進があった。

（６）　市民参加促進への取組（事後評価）

評価者：財務省

１．政策の概要・目的

援助活動への国民各層の広範な参加を促し、国内のNGOや地方公共団体等との連携を強化する。

２．評価概要

平成16年度においては次の取組を行った。

平成９年度以降、年4回程度、NGOとの定期協議を開催しており、平成16年度は、各国際開発金融機関の情報公開政策、津波被災国に対する二国間債務問題、アフリカ支援に関する日本提案、ラオス・ナムトゥン２ダム等について協議を行うことにより、これらのテーマについて双方の理解を深めることが出来た。

貧困層に対する直接支援や、地域コミュニティ及びNGO等の能力構築（キャパシティ・ビルディング）支援を目的とする日本社会開発基金（世界銀行）や日本貧困削減基金（ADB）を通じ、市民社会の参加を重視した支援を行った。また、これら以外の基金を活用した支援についても、一層の市民参加の促進を図っている。

平成13年より世界銀行の日本/世界銀行共同大学院奨学金制度にわが国NGOを対象とした留学枠（平成16年は5人）を設けており、わが国のNGOの人材育成に貢献している。

（７）　開発における男女共同参画（事後評価）

評価者：財務省

１．政策の概要・目的

男女の均等な開発への参加及び開発からの受益の確保に向けた取組が、国際的にも重要な課題の一つとなっており、MDBsやJBICを通じて、途上国の社会的男女格差是正を図る。

2．評価概要

MDBsの出資金・拠出金を活用し女性の地位向上に焦点を当てた支援を行うとともに、MDBsによる男女の均等な開発への参加及び開発からの受益の確保に向けた取組を積極的に支持した。また、JBICを通じた支援に際し、案件の形成時及び実施時に、男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう同行に求めており、社会的男女格差是正に努めている。16年度には、以下の取組を行うことで目標の達成に向けて前進した。

- カーボヴェルデ：女性の司法サービスに対するアクセス改善（世界銀行、開発政策・人材育成基金：平成16年９月承認）
- インド：タミールナド州植林計画（Ⅱ）（JBIC、平成17年３月）

（８） 開発援助に関する広報（事後評価）

評価者：財務省

1．政策の概要・目的

ODAに関する情報について、様々な手段を活用して、分かり易い形での提供を行うとともに、国民がODA案件に接する機会を作ること、また、広く国際社会に対して発信を強化すること、を目的とし、開発援助に対する国民の理解を高め、また「顔の見える援助」を推進する。

2．評価概要

広報誌及びホームページを活用し、各国で実施されているプロジェクトの現状などを国民一般に公開している。他方、国外においては、在外公館を通じた海外マスメディアへの働きかけなどによる広報活動等を行った。また、MDBsを通じた開発支援を紹介するために平成５年度以降毎年パンフレットを作成・配付している。こうした活動により、「顔の見える援助」に向けて前進している。

（９） 平和の構築支援（事後評価）

評価者：財務省

1．政策の概要・目的

多発する紛争やテロを予防し平和を構築することは、国際社会の安定と発展にとってますます重要な課題となっている。平和の構築を重点課題として、そのための二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

2．評価概要

（イ） イラク復興支援

イラク復興国際会議（平成15年10月）において、わが国は、総額15億ドルの無償資金の供与（平成

17年５月末時点で全額実施・決定済み）と、中期的な復興需要に対する支援として、基本的に円借款による最大35億ドルまでの支援（電力、上下水道、交安整備、灌漑等のインフラ分野への支援を中心に、案件形成に係る調査等の準備を実施）とを合わせて総額50億ドルまでの支援を実施する旨表明した。債務削減に関しては、わが国は、約8,000億円（遅延損害金含む）の債権を保有する最大の債権者として、パリ・クラブでの議論に貢献してきたが、平成16年11月に、イラクの債務を80%削減する合意が成立し、今後イラク政府との間で交換公文を締結する予定。このように、目標の達成に向けて着実に取組むことが出来た。

（ロ）　アフガニスタン復興支援

平成13年９月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会はアフガニスタンを再びテロの温床にしないとの決意から、一致団結して同国の和平・復興に取り組んでおり、わが国は同国向けに総額９億ドルの支援を表明している。このうち、平成16年度においては、世界銀行・ADBに設置したわが国の信託基金を通じ、地域コミュニティ・レベルのガバナンス強化のための基盤作り、地域コミュニティ主導の小規模プロジェクトを支援する「国家連帯プログラム」への拠出（世界銀行経由）、アフガニスタン北部における灌漑施設整備に対する支援（ADB経由）等に努め、わが国の援助に対し高い評価を得た。

（ハ）　スリランカ復興支援

スリランカの平和の構築のためには、紛争による影響を受けた北・東部とその他の開発の遅れた地域とでバランスよく支援を実施していくことが重要。わが国が平成16年度に供与を決定した有償資金協力は約279億円に上っており、紛争で破壊されたインフラ設備の復旧を行うことにより生活基盤の立て直しを図る他、疲弊した小企業への融資を支援することにより長期間の紛争によって低下した企業の生産性の向上や雇用の回復を図ることで、平和の構築に貢献している。

（10）　インドネシア・スマトラ島沖大地震及び津波被災国復興支援（事後評価）

評価者：財務省

１．政策の概要・目的

インドネシア・スマトラ島沖大地震及び津波による被害に対する復興支援の実施。

２．評価概要

復旧･復興支援の一環として、世界銀行、ADBにわが国が設立している信託基金を活用して計4,000万ドルの支援を行うとともに（平成16年３月末までに両信託基金を通じて６件、830万ドルの支援を実施済み）、関心を表明した被災国に対しては、平成17年末まで債務支払いを期待しないことについて、パリ・クラブで合意（平成17年３月）を得た。

（11） 知的支援（事後評価）
評価者：財務省

1．政策の概要・目的

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、各国の発展段階や経済構造に応じた適切な経済社会制度の設計及び運用を行う必要がある。また、開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、わが国の経済社会発展や経済協力の経験を開発途上国の開発に役立てるとともに、わが国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用することが重要である。このような考えから、開発途上国の経済発展に必要な財政金融分野等の制度や政策についての知識、経験及びノウハウの提供による人材育成支援及び国際協力・交流の推進に積極的に取り組んでいく。

2．評価概要

平成16年度において、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的とする開発途上国の政策担当者、行政実務担当者、などを対象とした研修・セミナーや政策ミッションへの参画、政策提言支援及び専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施した。また、その実施に当たっては、要望調査のためのアンケート、調査団の派遣及び現地担当者へのヒアリングを通じて、事前に被援助国の要望及び現状の把握を行うとともに、終了時においても、参加者に対するアンケート調査を行い、研修内容等に関する意見を聴取し、フィードバックに努めた。そのほか、研修参加者のその後の活動状況や、今後の研修に関する要望等を把握することを目的に、必要に応じ評価調査団を派遣した。また、日本で開催された研修に参加した他国の職員に対しては、帰国後に現地研修を実施した際に、発表者として参加してもらうことや研修成果の評価に資するミッションを派遣するなど、日本での研修が最大限生かされるよう、フォローアップに努めた。このように、国際協力・交流の推進に積極的に取り組んだ結果、多くの参加者からカリキュラム、講義内容等について高い評価が得られた。

◆備　考：より詳細な情報は財務省HP（http://www.mof.go.jp）参照

2.2.5　文部科学省

（1） 日本人の心の見える国際教育協力の推進（事後評価）
評価者：文部科学省

1．事業の概要・目的

開発途上国の貧困削減を進めるための最重要分野の一つである教育分野に対して、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、わが国の経験と人材を生かした効果

的な国際教育協力を実現させるとともに、わが国の「内なる国際化」を推進する。

２．評価概要

（イ）　拠点システムの整備

国際教育協力懇談会最終報告およびカナナスキス・サミットで小泉総理が発表したBEGINにも示された、わが国の教育経験の活用と現職教員の派遣を促進していくための国内実施体制として、拠点システムを構築した。

具体的には、協力経験が豊富でわが国の主力となる教育分野（理数科教育・教員研修制度・教育行政・学校運営）におけるこれまでの協力経験を蓄積・分析し、協力に共通して活用できる協力モデル（活動内容や教材等）の整備を図っている。

また、わが国としての協力経験の浅い分野（学校保健・環境教育等）に関して、分野別のグループ形成を促進し、わが国の教育経験の整理を行うとともに、開発途上国との対話のプロセスを通して情報提供の拡大を図っている。

これらについて、国際教育協力関係者が自由に参照・活用できるよう、国際フォーラム、国内報告会やインターネットHP（電子アーカイブス）を通じて、成果の幅広い普及等を推進した。

運営委員会において、教育支援に関する国際動向やこれに基づくわが国政府の援助政策等を踏まえて拠点システム構築事業について評価し、改善を図るための検討を行う。

（ロ）　国際協力事業への現職教員の参加体制の整備・強化

青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」への参加希望教員数は147人と、参加教員数の達成目標である100人を超えているが、健康診断を経て最終的に審査に合格した参加人数は64人であった。平成13年度の制度創設以降、14年度は前年に比べ派遣者数が減少したものの、その後、毎年着実に派遣者数は増加しており、一定の成果は上がっている。今後とも青年海外協力隊をはじめとする国際協力事業への現職教員の毎年度の参加人数が100人以上となるように、引き続き教育委員会等に対する広報活動の強化を図る。

（ハ）　ユネスコへの協力

アジア太平洋地域を対象とした識字事業等に対し、信託基金の拠出、専門家の派遣を通じた協力を行っている。1990年から2000年までに、アジア太平洋地域の初等教育就学率および識字率は、共に上昇している。2004年度は統計がまだ出ていないため、進捗状況は確認できないが、同年度に実施した信託基金レビュー会合およびユネスコが作成した実績評価報告書により、基金が効果的に運用され、事業が着実に遂行されていることを確認しており、わが国の協力が概ね順調に進捗していることが把握できた。

◆備　考

・政策評価による評価（2004年度実績評価）

・非ODA含む

（２）　留学生交流の推進（事後評価）

評価者：文部科学省

１．事業の概要・目的

諸外国との友好関係の構築や人材養成への貢献等を図るため、これまで1983年８月に策定された「留学生受入れ10万人計画」に基づき国費留学生の受入れや私費留学生に対する学習奨励費の支給、留学生宿舎の整備等の諸施策の充実に努めてきた結果、2003年５月には、109,508人となり、当初想定した目標を達成したところ。今後は留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図るとともに、留学生の質の確保を図ることを目標としている。

２．評価概要

各種施策を総合的に推進した結果、わが国が受入れている留学生数は117,302人（2004年５月１日現在）となり受入れは順調に進捗している。今後は、留学生の質の確保とともに、受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図ることが必要である。

なお、本評価結果は、検討運営委員会等にフィードバックされ、これまでの施策の効果を維持しつつ、更に今後の課題への対応が検討されることとなっている。

◆備　考

・政策評価による評価（2004年度実績評価）

・非ODAを含む

（３）　大学等による国際協力活動の促進および国際協力に携わる人材の育成・確保（事後評価）

評価者：文部科学省

１．事業の概要・目的

大学が有する「知」を活用した国際開発協力を効果的・効率的に進めるために、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備する。また、国際開発協力に携わる人材の育成・確保を図る。

２．評価概要

（イ）　大学組織および教員のデータベースの整備

2004年度の実績については、データベースの登録大学数265大学、登録教員数3560人で、これは達成目標「登録大学数300大学、登録教員数3000人（達成年度：2005年度）」に向けて確実に進展している。

（ロ）　サポート・センターの整備

2002年７月に提出された国際教育協力懇談会・最終報告を受け、大学における国際開発協力活動を支援するサポート・センターを2003年７月に開所。2004年度の実績については、サポート・センターを整備し、同センターを通じ、７の援助機関、26の国内外大学関係機関、５のその他連携機関との連携を開始・強化し、これは達成目標「５の援助機関、10の国内外大学関係機関、５のその他連携機関との連携を開始・強化（達成年度：2004年度）」を上回っている。また、サポート・センターを通じ、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備するという目標のもと、2004年度実績については、プロジェクト受託に関するセミナーの参加者数が増加していることから概ね順調に進捗している。

（ハ）　人材育成

開発途上国の開発課題を専門とする若手人材が国際開発協力活動等に携わることを推進し、人材の育成を図るという目標のもと、2004年度実績については、基準年度である2002年度に対し、インターンおよび就職者の総数については、87人で約1.9倍であるため概ね順調に進捗している。

これまでの施策の方向性を維持しつつ、2006年度以降も引き続き国内外の大学、援助機関との連携を継続・拡大するとともに、実際の受託事例を分析し、大学、援助機関等にフィードバックを行う。

◆備　考

・政策評価による評価（2004年度実績評価）
・非ODA含む
・より詳細な情報は、文部科学省のホームページ
（http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/main5_a11.htm）を参照

2.2.6　厚生労働省

（１）　国際機関の活動に対し協力すること
　　国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること（事後評価）
評価者：厚生労働省

１．施策の概要・目的

（施策１）　国際労働機関（ILO）が実施する技術協力プロジェクトへの財政支援を通じ、開発途上国における性差問題を考慮した雇用開発、女性の就業・雇用機会の拡大に貢献すること

ILOへの任意拠出を通じて、ILO専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施する。

①　中国における創業訓練、マイクロファイナンス等による雇用開発を通じた小規模の創業希望者を支援するプロジェクト

②　カンボジア・ベトナムにおける女性をターゲットとする職業訓練、意識啓発等を通じた女性の雇用・就業拡充を支援するプロジェクト

（施策２）　開発途上国の労働基準の向上のためのセミナー等を通じて、健全な労働環境の整備に貢献すること

ILOへの任意拠出を通じて、アジア・太平洋地域を対象として、以下のセミナー、調査研究及び研修事業を行う。

①　「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（中核的労働基準：i. 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、ii. あらゆる形態の強制労働の禁止、iii. 児童労働の実効的な廃止、iv. 雇用及び職業における差別の排除）」の普及啓発を目的とした政労使三者構成地域セミナー

②　途上国の労働・雇用政策行政官を対象に、日本を含むアジア２～３か国の労働・雇用政策の制度に関する研修を行うことを目的とした労働政策フェローシップ・プロジェクト

（施策３）　アジア太平洋地域技能開発計画（APSDEP）への協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

任意拠出金（平成16年度13万ドル）を拠出し、APSDEPの事業活動等を支援するとともに、わが国において、わが国の有する経験、専門知識、施設等を活かしたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

（注）　アジア太平洋地域技能開発計画（APSDEP）は、国際労働機関（ILO）が協力する地域プログラムであり、アジア太平洋地域における職業能力開発分野の知識経験、施設等を相互に活用した技術協力を推進し、域内諸国の職業訓練の向上、雇用の拡大、ひいては経済社会開発を促進することを目的として、昭和53年に設立された。

わが国は、APSDEPの事業活動に対し拠出金を拠出するとともに、わが国が有する職業訓練分野における経験、ノウハウ等を活用したセミナー開催等の支援事業を実施している。

（施策４）　技術協力に携わる日本人専門家を育成すること

ILOが技術協力を行うアジア・太平洋地域のプロジェクトサイトにおいて、日本人研修生の実地研修を通じた国際協力活動を行う。

２．評価概要

ILOやAPSDEPを通じた本事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウを活かすとともに、加盟国同士が相互に協力し合う仕組みを採ることにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。

ILOは計画期間に応じて、第３者機関等による中間評価、最終評価を行い、客観的な事業の評価を行い、より効率的かつ効果的なプロジェクト運営が行われるよう積極的に取り組んでいる。また、全体として、各国政府及び労使団体等により高い評価を得ている。

APSDEPに関しても、平成16年度には、加盟国からのニーズを踏まえ「地域に立脚した訓練手法を用いた技能開発に関する専門家会合」を開催する等効果的な事業実施を図っている。

全体として、各国政府及び労使団体より高い評価を得ており、国際機関の活動に協力し、国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進するという目標の達成に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。

◆備　考

（１）　より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照

http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html

（２）　ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価

（２）　国際機関の活動に対し協力すること

APECの人材養成分野の活動に対し協力すること（モニタリング）

評価者：厚生労働省

１．施策の概要・目的

（施策）APECの人材養成分野の活動に対する協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

①　対象国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して基礎的な技術技能を習得

させるための長期の研修事業を行うもの。（APEC人材養成技能研修事業）

② APEC域内の人材養成政策担当者等を対象として、域内の人材養成のあり方について論議する官・民代表者等による国際会議を行うもの。（APEC人材養成国際フォーラム）

③ 開発途上国における物流管理、生産管理に携わる指導的立場のホワイトカラー労働者に対し、民間企業を活用して必要とされる知識・技能を習得させる研修事業を行うもの。（APECホワイトカラー能力開発研修）

④ 現地企業の訓練担当者を対象とし、業務のIT化に伴う労働者への職業訓練方法等を内容とする短期研修を実施するもの。（APEC-IT研修）

2．評価概要

平成17年度においてモニタリングを実施。平成17年度及び平成18年度（第7次職業能力開発基本計画策定時）に総合評価を実施予定。

◆備　考

・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照
http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html

・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価

（3） 国際協力の促進により国際社会へ貢献すること
労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること(事後評価)
評価者：厚生労働省

1．施策の概要・目的

（施策１）　開発途上国の健全な労使関係の構築に貢献する人材を育成すること

① 開発途上国人事・労務管理者育成事業

アジア地域の開発途上国を対象に人事・労務管理能力の向上を図り、各国の経済発展を推進することを目的として、（財）日本経団連国際協力センターが、当該諸国の人事・労務管理を担当し、企業等の組織においてリーダーシップを有する中堅幹部をわが国の企業に受け入れ、研修を行う事業に対し、国庫補助を行う。

② ASEAN労使関係プロジェクト支援事業

ASEAN域内で安定的な労使関係を構築し、経済の安定成長を促進することを目的として、ASEAN地域に対しわが国の経験を提供し、後発の国々（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）における労使関係制度の整備を支援する。2002（H14）年度から３か年計画で、ASEAN事務局を通じ、日・ASEAN協力委員会の開催、実地調査の実施、国別及び地域セミナーの開催等の支援事業を行う。

なお、セミナーの開催は、（財）日本ILO協会に委託して行う。

（施策２）　開発途上国において職業訓練指導を担う者を養成すること

開発途上国における工業化の進展等に伴う技能者不足に対処するため、開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、わが国で職業訓練指導員を養成する唯一の専門的施設として設置運営されている職業能力開発総合大学校の長期課程（４年間）及び研究課程（２年間）において留学生を受け入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法、訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、知識を付与する「外国人留学生受入事業」を実施する。

（施策３）　開発途上国の労働者等の受入を通して、開発途上国への技能移転を推進すること

①開発途上国から民間企業の在職労働者を研修生として受け入れ、将来これら諸国の民間企業において指導的立場に立つ者を養成する「国際技能開発計画」、②開発途上国で将来熟練労働者となる青年をわが国へ受け入れ、高度な産業技術に係る職種を中心として技能を修得する「外国人基礎技能研修生受入事業」、③外国人研修生受入れ企業等に対する各種の指導、援助を行う「外国人研修指導、援助事業」、④技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るための「技能実習制度推進事業」を実施する。

２．評価概要

アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、わが国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業を可能とするものであり、事業評価報告書による調査結果等で各国から高い評価を得ているプロジェクトである。また、このような事業等による継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。全体として、労働分野における人材育成のための技術協力の推進を通じた国際協力の促進により国際社会に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。

◆備　考

・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照
　http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html
・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価

2.2.7　農林水産省

（１）　食料・農業・農村に関する国際協力（事後評価）
評価者：農林水産省

１．政策の概要・目的

世界には約８億５千万人（2000－2002）の栄養不足人口が存在し、その96%が開発途上国に集中していることから、1996年の世界食料サミットにおいて、世界の食料安全保障の達成と栄養不足人口の2015年までの半減を目指すことが宣言された。さらに、2002年に開催された世界食料サミット５年後会合においては、食料サミットの目標達成が不十分であるとして、世界の栄養不足人口の半減に向け、各国における一層の取組強化が求められているところである。

また、過放牧や非伝統的な焼畑農業による熱帯林の減少や砂漠化の進行等が地球的規模の環境問題として顕在化している中で、開発途上国の荒廃しつつある農地、草地等の回復・保全に積極的に取り組むとともに、持続的で生産性の高い農業を普及、発展させることも重要である。

さらに、ODAの実施に当たっては、わが国の外交政策や国内政策との整合性を図っていくこともこれまで以上に求められるようになっており、このような観点から、WTO農業交渉等におけるわが国の主張を途上国に浸透させ、理解促進等に資することも重要である。

こうしたことから、わが国としては、飢餓・貧困問題の解決や地球的規模の問題の解決に資するため、以下の取り組みを通じ、開発途上国の実情及びニーズに即して、食料・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進していく必要がある。

① 農林水産分野の技術協力を的確かつ効果的・効率的に実施する上で不可欠な情報の収集、技術・手法の実証等の基礎的な調査

② 開発途上国の自立的な発展を支援するための、農業関係団体等への研修生の受入や技術交流等による人材の育成

③ 国際機関の専門性を活用した協力を実施するためのFAO（国際連合食料農業機関）、CGIAR（国際農業研究協議グループ）等の行う各種協力活動等に対する拠出。

２．評価概要

食料・農業・農村に関する国際協力は、開発途上国のニーズに対応して飢餓・貧困の削減や地球環境の保全に貢献するとともに、こうした取組を通じて、わが国の農業政策等への理解を促進することを目的に実施していることを踏まえ、「相手国ニーズへの適応度」および「わが国の農業政策等への理解度」について、目標値を100%として相手国政府関係者等を対象にアンケート調査を行った。
（アンケート結果は数値化し（たとえば、たいへんニーズに合致している：100%、全くニーズに合致していない：０%など）、算出する。）

その結果、「相手国ニーズへの適応度」については、96.6%の割合でニーズに適応しているとの評価

を得た。また、「わが国の農業政策等への理解度」については、97.4%の割合で理解が促進したとの評価を得た。

- 相手国ニーズへの適応度：96.6%（達成ランクA）
- わが国の農業政策等への理解度：97.4%（達成ランクA）
  （達成ランクについては、達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとする。本政策については、達成目標を100%としているため、上記適応度および理解度の割合がそのまま達成度となる。）

◆備　考

・非ODA事業を含む。
・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ
（http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/16/seisaku_jisseki/0401kohyo.pdf）
を参照。

（２）　森林の整備（事後評価）
評価者：農林水産省

１．政策の概要・目的

熱帯林やロシア北方林等の減少・劣化は、地球温暖化防止等地球規模での環境保全の面から極めて重要な問題となっていることから、国際協調の下での持続可能な森林経営の実現に向けた取り組みの推進が必要となっている。このため、このような問題が生じている途上国等における技術の移転、人材の育成、政策の改善に関する事業の実行、各国政府やNGO等の関係者が参集する国際会議の開催、FAO（国連食糧農業機関）及びITTO（国際熱帯木材機関）プロジェクトへの資金拠出といった国際林業協力の取り組みを通じ、持続可能な森林経営の推進を図ることを目的としている。

２．評価概要

国際林業協力関係の各事業の実施相手国の政府機関関係者等を対象として、事業成果について、5段階評価のアンケート調査を実施した。

このアンケートのうち、持続可能な森林経営への寄与度について、その結果を数値化して百分率により集計した（全てが最も評価が高いと回答した場合：100%）。その結果、達成状況は90%となり、達成ランクAとなった（達成ランクについては、達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとする。本政策については、達成目標を100%としている）。

なお、このアンケートでは、事業内容等により事業ごとに独自の項目を設けて回答を得ることとし、その結果を実施内容の見直し等に反映することとしている。

◆備　考

・非ODA事業を含む。

・国際林業協力関係の事業は、政策分野「森林の整備」のうちのサブ指標として評価を実施。

・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ（http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/16/seisaku_jisseki/1103kohyo.pdf）を参照。

（３）　国際的な水産資源の管理と利用（事後評価）

評価者：農林水産省

１．政策の概要・目的

国民に水産物を安定的に供給するため、わが国の排他的経済水域等の水産資源のみならず、排他的経済水域等以外の水域の水産資源を持続的に管理・利用する政策を推進する。

２．評価概要

平成16年度においては、水産物の安定供給の確保を図るため、排他的経済水域以外の水域での操業に関する２国間・多国間協定に基づく協議等、国際的な枠組みへの協力、操業に関する外国との協議等を推進することにより、公海及び外国水域における水産資源の適切な保存及び管理を図りつつ、わが国への漁獲割り当て等の確保に努めた結果、

（イ）　資源管理対象魚種については、みなみまぐろ保存委員会において1998年以来合意にされずにいたみなみまぐろの国別配分が加盟国のコンセンサスにより合意に至ったため１魚種増加となり70魚種となった。

（ロ）　漁業協定数については、マダガスカルとの民間協定が2003年１月に発生したマダガスカルによるわが国漁船の拿捕の際に十分機能せず、その後、問題の解消に向けた交渉が進展しなかったため、３年間の期限が切れ、昨年２月に失効したが、その他の協定については維持されたため、結果、前年より１協定減って48協定となった。

（ハ）　条約におけるわが国の漁獲枠については、1998年以来自主的管理を行ってきたみなみまぐろの漁獲枠（CCSBT）が、加盟国の合意により正式に配分されることとなり、わが国も前年同の漁獲枠を確保することができた。

- 国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大：70魚種（達成ランクA）
- 漁業協定数の維持・増大：48協定（達成ランクC）
- 条約におけるわが国の漁獲枠：
  - ①　くろまぐろ（ICCAT）3,427.25トン
  - ②　みなみまぐろ（CCSBT）6,065トン

（達成ランクは、資源管理対象魚種数及び漁業協定数維持・増大の場合はA、減少の場合はCとする。）

◆備　考

・非ODA事業を含む。

・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ（http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/16/seisaku_jisseki/0402kohyo.pdf）を参照。

2.2.8　経済産業省

（1）　開発調査協力（事前評価）

評価者：経済産業省

1．施策の概要・目的

効率的・効果的な開発計画を策定する経験やノウハウに乏しい開発途上国に対して、当該国の政策立案・開発計画策定等のための支援を行い、当該国の経済発展のために効果的な技術協力施策を講じていくための基礎資料とする。

2．評価概要

開発途上国が健全な経済発展を実現していくには、産業政策・制度の立案・構築、開発計画の策定を効率的かつ効果的に進めていくことが必要不可欠であるが、開発途上国においてはこのような計画を策定する知見や経験が乏しいのが現状である。このため、わが国がこれまでに培った経験を活かしながら政策提言や技術的提言を通じて開発途上国への支援を行うことは、当該国の経済発展にわが国が貢献する手段として非常に有効である。

また、こうして立案された政策・制度の現場における実効性を確保する観点からは、制度整備にあわせた実行システムの実現・普及可能性を実証し、必要に応じて関連する制度の問題点を明らかにしていくことが重要である。

このような支援は、わが国の国際貢献として政策的に推進していくという観点から国の施策として位置付けられることが必要である。

（2）　人材育成協力（事前評価）

評価者：経済産業省

1．施策の概要・目的

開発途上国の産業基盤の強化、貿易投資の自由化・経済統合に向けた取り組みに係る人材育成を支援し、開発途上国の経済発展基盤の整備を支援する。

2．評価概要

経済のグローバル化が進む中で、わが国と密接な経済的結びつきを有する開発途上国の貿易投資環境の整備を進めることはわが国にとっても喫緊の課題であり、中でも開発途上国の経済発展の基盤となる人材育成は重要な課題である。一方、本施策は、途上国の産業基盤の整備ひいてはわが国の貿易投資環境の整備につながるため公益性は高く、また、途上国の自助努力のみにより達成することが困難なものについてわが国政府が支援するもの（政府開発援助）であることから行政の関与が必要である。

（3） 開発途上国との共同研究を通じた我が国の技術協力（事前評価）

評価者：経済産業省

1．施策の概要・目的

開発途上国のみの研究開発能力では解決困難な技術開発課題について、わが国の研究開発能力を活用しつつ、途上国と共同研究を行うことにより、わが国から当該国への技術移転を促進するとともに、当該国の研究開発能力向上を支援する。

2．評価概要

開発途上国が自国のエネルギー・環境を中心とした技術開発課題を解決し、自立的発展をするために必要な研究開発能力はまだまだ低水準であることから、当該分野の豊富な経験を有するわが国技術への開発途上国からの要望は引き続き高い。一方、本施策のような支援を民間企業が行うこととした場合、採算性等の観点から多大な困難が伴うこと、また、わが国の国際貢献である政府開発援助として政策的に推進していくという観点からも行政の関与が必要である。

（4） 資金協力案件形成（事前評価）

評価者：経済産業省

1．施策の概要・目的

本施策は、わが国の経験と知見を活用した「顔の見える援助」の実施、民間経済協力の推進等を主目的としたものであり、わが国企業の経験と知見を活かすことのできる円借款案件の迅速な発掘・形成、開発途上国における民活インフラ整備案件の発掘・形成等を行っている。

2．評価概要

本施策については、①成果が特定の企業に留まらず、環境保全プロジェクト等の実施を通じて広く地球環境問題の解決等に資するものであること、②わが国の提案能力の向上を通じて援助の戦略的・効率的実施に資するものであること、③わが国の経験と知見を活用した「顔の見える援助」の推進に資するものであること等から、公益性が高く、行政の関与が必要である。

◆備　考

より詳細な情報は経済産業省のホームページ
（http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html）を参照

2.2.9　国土交通省

（１）　インフラ・プロジェクトの効果分析調査（事後評価）
評価者：国土交通省

１．事業の概要・目的

開発途上国においては、各国の開発計画、戦略、政策等に基づき、個別案件を具体化させるというプロジェクト形成段階ノウハウ、知見が十分でない場合が多く見られる。

このような状況を受けて国土交通省では、開発途上国の政府を対象に、国土交通省の有する経験、ノウハウ、知見を活用したプロジェクト形成の支援を実施し、効率的かつ、効果的なインフラ整備に寄与している。プロジェクトの形成過程においては、その整備効果を第三者にわかりやすく説明するため、客観的な計測・表示方法を開発することが重要である。

このため本年度は、プロジェクトの整備効果の分析手法を検討するための基礎資料とすべく、バングラデシュ国ダッカ市における雨量排水整備事業を対象に、その効果分析を実施した。本事業は、ポンプ場、水門、堤防、排水路等の整備から構成され、ポンプ場や水門等は日本政府の無償資金協力、堤防や排水路等はアジア開発銀行により整備された。

２．評価概要

ダッカ市における雨水排水設備整備事業は、ダッカ市内における浸水被害の回避・軽減を目的として行われたものである。

本調査では、事業実施地区と配水施設の整備が遅れている地域を選定し、住民に対するヒアリング調査により事業効果を整理した。その結果、本事業の効果として、市内における浸水回数・浸水家屋数・浸水継続日数の低減、水・ガス・電気の不通日数の減少などを確認できた。また、事業実施地区において、低所得層の占める割合が低下し、中所得層が増加したことから、洪水対策事業による所得改善効果が見受けられた。

◆備　考

政策評価法に基づく政策評価ではないが参考として掲載。

（２） 国際協力評価事業（事後評価）
評価者：国土交通省

1．事業の概要・目的

開発途上国における社会経済インフラ整備に関する効果を把握するための手法を、ケーススタディーを行いながら検討するとともに、開発途上国のインフラ整備効果を検証し、今後の国際協力事業の効果的な推進を図る。

2．評価概要

ベトナムの港湾分野のインフラ・プロジェクトの整備効果を計量的に評価するため、同国における地域間産業連関表を整備、活用することにより、個別事業の整備効果を計測した。また、地域の経済への波及効果、雇用創出など地域住民の生活面に関する効果等を把握するため、現地交通関連事業従事者などを対象にヒアリング調査を実施した。調査結果から、地域経済への波及効果、雇用機会の拡大などの改善効果が確認できた。

◆備　考

政策評価法に基づく政策評価ではないが参考として掲載。
より詳細な情報は国土交通省（http://www.mlit.go.jp ）を参照

2.2.10　環境省

（１） 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保（事後評価）
評価者：環境省

1．施策の概要・目的

砂漠化への対処に関し、国際的枠組みの遵守を図るほか、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に向けて貢献する。

2．評価概要

砂漠化対策の分野についても、国際的な環境政策の推進に寄与した。

◆備　考

環境省の政策評価は実績評価方式であり、共通の目標を有する事業のまとまりである「施策」を単位として実施しており、ODA事業のみについての事業評価は実施していない。このため、上記評価

案件には、ODA事業以外の事業も含まれているが、評価を分かりやすくするため、政策評価結果からODA事業に関係する部分を中心に抽出し、掲載している。

（２）　開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力（事後評価）
評価者：環境省

１．施策の概要・目的

国際社会での持続可能な開発のための取組にイニシアティブを発揮することを目指し、開発途上国における持続可能な開発のための取組に対する支援を行うなどにより、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化する。

２．評価概要

開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、わが国等先進国への協力要請は強いことから、引き続き、開発途上地域への国際協力を積極的に展開する必要がある。

◆備　考

環境省の政策評価は実績評価方式であり、共通の目標を有する事業のまとまりである「施策」を単位として実施しており、ODA事業のみについての事業評価は実施していない。このため、上記は、ODA事業を含む施策の概要及び評価であり、内容にはODA事業以外の事業も含まれる。

より詳細な情報は、環境省HP（http://www.env.go.jp）参照